居宅介護·重度訪問介護·同行援護

サービス利用契約書

様(以下「利用者」という。)とヘルパーステーションあったか(以下「事業者」という。)は、利用者が事業者から提供される居宅介護サービスを受け、それに対する利用料金を支払う事について、次のとおり契約(以下、「本契約」という。)を締結します。

第1条(目的)

本契約は、利用者が居宅において日常生活を営む事ができるよう、事業者が利用者に対して 必要な障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく身体障害者 居宅介護を適切に提供する事を定めます。

第2条(期間)

本契約の契約期間は、契約締結の日から利用者の受給者証に記載された認定の有効期間 満了日までとします。但し、契約期間満了の2日前までに契約者から文書による契約終了の申 し入れがない場合には、本契約は同条件で更新されるものとし、以後も同様とします。

第3条(居宅介護計画及び契約支給量)

- 1 事業者は、利用者の受給者証に記載された居宅介護の支給量を踏まえ、利用者の課題と意向を把握し、ケア会議を開いて利用者の居宅介護計画を作成します。この計画は、事業者が利用者に説明して同意を得たうえで作成することとし、利用者はいつでも居宅介護計画についての説明を求め、意見を述べることや変更を求める事ができます。
- 2 事業者は、前項の居宅介護計画に基づき契約支給量を定め、利用者の受給者証に記載します。
- 3 利用者は、受給者証記載事項に変更があった場合には、速やかに事業者に変更内容を知らせるとともに、事業者の求めに応じて受給者証の内容を確認させるものとします。

第4条(サービス内容)

事業者は、その指揮命令のもとに、居宅介護従業者(以下、「サービス提供者」という。)を利用者の居宅等に訪問させ、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言並びに移動介助などのうちから前項の定める居宅介護計画に基づいて適切にサービスを提供します。

第5条(利用者負担額及び実費負担額)

- 1 利用者は、前条に定めるサービスに対して、重要事項説明書に定める所定の利用者負担額及びサービス利用にかかる実費負担額を事業者に支払います。身体障害者福祉法に基づく居宅生活額は、事業者が市町村から代理して受領します。
- 2 前項の利用者負担額及び実費負担額は、1ヵ月ごとに計算し、利用者はこれを翌月末日までに支払います。

第6条(利用の中止、変更、追加)

- 1 利用者は、利用期日前において、居宅介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を契約支給量の範囲内で追加することができます。この場合にはサービスの実施日の前日10時までに事業者に申し出るものとします。
- 2 利用者が、利用期日に利用の中止を申し出た場合は、重要事項説明書に定める所定の取消料を事業者にお支払いただく場合があります。ただし、利用者の体調不良等ややむをえない事由がある場合は、取消料はいただきません。
- 3 事業者は、第1項に基づく利用者からの利用サービスの変更・追加の申し出に対して、当該利用希望日の利用状況等により利用者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を利用者に提示して協議するほか、サービス提供可能な事業所の紹介などを行います。

第7条(事業者の基本的義務)

- 1 事業者は、利用者に対し、居宅において日常生活を営むことができるよう、必要なサービスを適切に行います。
- 2 事業者は、利用者の意思と人格を尊重し、常に利用者の立場にたってサービスを提供します。

第8条(事業者の具体的義務)

1(安全配慮義務)

事業者は、サービス提供にあたって、利用者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。

2 (説明義務)

事業者は、本契約に基づく内容について、利用者の質問等に対して適切に説明します。

3 (守秘義務)

事業者及びサービス提供者は、本契約によるサービスを提供するにあたって知り得た利用者や家族の秘密について、正当な理由がある場合を除き第三者に開示することはありません。

4 (身体拘束の禁止)

事業者は、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除いて、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。

5 (記録保存整備義務)

事業者は、サービス提供に関する記録を整備し、サービス提供日から5年間保存します。事業者の窓口業務時間(平日 9 時~17 時)に自分の記録を見ることができ、また実費を負担してコピーすることができます。

第9条(事故と損害賠償)

- 1 事業者は、サービスの提供によって事故が生じた場合には、速やかに市町村・利用者の家族に連絡して必要な措置を講じます。
- 2 事業者は、サービスの提供をするにあたって、事業者の責任と認められる事由によって利用者に損害を与えた場合には、速やかに利用者の損害を賠償します。

第10条(契約終了事由)

本契約は、以下の各号に基づく契約の終了が生じた場合に終了するものとします。

- 1 利用者が死亡した場合
- 2 事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事務所を 閉鎖した場合
- 3 事業者が指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- 4 第11条から第13条に基づき本契約が解約又は解除された場合
- 5 第2条の契約期間が満了した場合(ただし満了前に契約更新の手続きがとられた場合は 除く)

第11条(利用者からの中途解約)

利用者は、本契約の有効期間中、本契約を解約する事ができます。この場合、利用者は契約終了を希望する日の7日前までに事業者に通知するものとします。ただし、利用者が入院した場合等、正当な理由がある場合は即時に解約することができます。

第12条(利用者からの契約解除)

利用者は、事業者もしくはサービス提供者が以下の事項に該当する行為を行った場合、本契約を解除することができます。

- 1 事業者もしくはサービス提供者が正当な理由なく本契約の定める居宅サービスを実施しな い場合
- 2 事業者もしくはサービス提供者が第8条に定める義務に違反した場合
- 3 事業者もしくはサービス提供者が故意又は過失により利用者もしくはその家族等の生命・ 身体・財物・信用を傷つけることなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情が認められ る場合

第13条(事業者からの契約解除)

事業者は、利用者の以下の事項に該当する場合、本契約を解除することができます。

- 1 利用者に支払い能力があるにもかかわらず、第5条に定めるサービス利用料金の支払いが 6ヵ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらず故意に支払わない場合
- 2 利用者が、故意又は重大な過失により事業者もしくはサービス従事者の生命・身体・財物・信用を傷つけるなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせ、その状況の改善が見込めない場合

第14条(天災等不可抗力)

- 1 契約の有効期間中、地震・台風・噴火等の天災その他事業者の責に帰すべからざる事由によりサービスの実施が出来なくなった場合には、事業者は利用者に対して当該サービスを提供すべき義務を負いません。
- 2 前項の場合に利用者はすでに実施したサービスについては所定の利用料金を事業者に支払うものとします。

第15条(苦情解決)

利用者は、本契約に基づくサービスに関して、いつでも重要事項説明書に記載されている苦情受付窓口に苦情を申し立てることができます。

第16条 (障害者虐待・身体拘束の防止のための措置に関する事項)

障害者虐待・身体拘束の発生又はその再発を防止するための担当者を定め、指針の整備、 防止対策を検討する委員会の定期的な開催、その結果について従業者に徹底を図る体制を整 えるとともに、定期的に研修を実施し、障害者虐待・身体拘束防止に取り組むものとします。

第17条(ハラスメント対策の強化)

男女雇用機会均等法におけるハラスメント対策に関する事業者の責務を踏まえつつ、職場環境、職員、関係事業者、利用者又はご家族等を含む関係者に対して、ハラスメント防止対策に必要な措置を講ずるものとします。

第18条(協議事項)

本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業者は身体障害者福祉 法その他諸法令の定めるところに従い、双方が誠意を持って協議するものとします。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、利用者、事業者が記名捺印のうえ、各1通を保有するものとします。

□ サービス利用契約締結にあたり契約内容を説明しました。

指定障害福祉サービス事業 重要事項説明書

本重要事項説明書は、当事業所とサービス利用契約の締結を希望される 方に対して、社会福祉法第 76 条に基づき、当事業所の概要や提供される サービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを説明するものです。

1. 事業所の概要

事業所名	ヘルパーステーションあったか	
所 在 地	高知県安	芸市庄之芝町3-3
提供可能サービス	居宅介護 ・ 重	度訪問介護 ・ 同行援護
事業所指定番号	第 3910300098号	
管理者	管理者氏名	連絡先
及び連絡先	森 明美 0887-34-8519	
サービス提供地域	安芸市·芸西村·中芸広域連合地区·室戸市	

2. 事業の目的

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき、指定居宅介護、 指定重度訪問介護の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関することを定め、事 業所の従事者が、支給決定を受けた障害者又は障害児に対し、適正な居宅介護等を提供する ことを目的とします。

3. 運営の方針

- (1)利用者が居宅において自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言並びにその他の生活全般にわたる援助を適切に行うものとします。
- (2)利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとします。
- (3)地域との結び付きを重視し、市町村、他の障害福祉サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとします。
- (4)前三項の他、関係法令等を遵守します。
- 4. 職員の職種、員数及び職務内容

事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

(1)管理者 1名 (兼務可能)

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うものとともに、事業所の従業者に対し法令等を遵守されるために必要な指揮命令を行う。

(2)サービス提供責任者 1名以上(利用者40名につき1名)

サービス提供責任者は、事業所に対する障害福祉サービスの利用申込みに係る調整、事業所の従業者等にたいする技術指導を行うほか、居宅介護計画、重度訪問介護計画、同行援護計画を作成し、利用者及びその同居家族にその内容を説明する。

※サービス提供責任者

提供するサービス	氏 名	連絡先
居宅介護 重度訪問介護 同行援護	森 明美 炉山 知弘	0887-34-8519

(3)従業者 常勤換算方法で 2.5 名以上

従業者は、居宅介護計画、重度訪問介護計画、同行援護計画に基づき、障害福祉サービスの提供にあたる。

事業所の職員体制 (年月日現在)

	職種	常勤	非常勤	計
	管理者			名
	サービス提供責任者			名
	事務員			名
	介護福祉士			名
訪	実務者研修			名
問	介護職員初任者研修			名
介	介護職員基礎研修			名
護	ホームヘルパー1 級			名
員	ホームヘルパー2級			名
等		_		
	計			名

5. 営業日

月曜日から金曜日 午前8時30分~午後5時30分

- ※年末年始(12/30~1/3)は原則として休業します。
- ※又、電話にて緊急時は適宜対応いたします。尚、地震・台風・積雪などの自然災害や交通 事情等により、時間・曜日の変更をお願いする場合があります。
- ※サービス提供地域で震度5以上の地震が発生した場合、状況を把握するために一旦 訪問を中止し、安全が確認取れ次第順次再開します。
- ※内閣府による「避難情報に関するガイドライン」で、高齢者や障害のある人、移動に時間を要する人などが危険な場所から避難することが求められている「警戒レベル3」が発令された場合、状況を把握するために一旦訪問を中止し、安全が確認取れ次第順次再開します。

6. サービスの内容

(1) 居宅介護

利用者の居宅(自宅)へ、サービス提供者等を派遣して、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話を行うサービスです。

具体的には、次のサービス内容区分の中から指定の時間帯に応じて選択されたサービスを 提供します。身体程度区分が、区分1以上(身体介護を伴う場合の通院介助は区分2以上)

【サービス内容区分】

<身体介護>

- ① 起床介助 ② 就寝介助 ③排泄介助 ④衣服の着脱 ⑤整容介助 ⑥入浴介助
- ⑦身体の清拭・洗髪 ⑧食事介助 ⑨体位変換 ⑩服薬管理 ⑪通院等介助

②その他()

<家事援助>

① 調理 ②洗濯 ③掃除 ④買物 ⑤薬の受け取り ⑥衣服の入れ替え

⑦その他()

(2)重度訪問介護

重度の肢体不自由で常時介護を必要とする方に、居宅において入浴・排せつ・食事等の介護サービスや調理・洗濯・掃除等の家事援助、その他の生活全般にわたる見守り等の支援を行います。

障害支援区分4以上に該当し、次の(一)又は(二)のいずれかに該当する者

- (一) 二肢以上に麻痺等がある者であって、障害支援区分の認定調査項目のうち「歩行」、「移 乗」、「排尿」、「排便」のいずれもが「支援が不要」以外に認定されている者
- (二)障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等(12項目)の合計点数が10点以上である方へ提供します。

(3)同行援護

同行援護従事者を同行させ、外出時において当該の障害をお持ちの方に同行し移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護その他外出する際の必要な支援などの内から第4条に定める同行援護計画に基づいて適切にサービスを提供します。

(4)従業者の禁止行為

従業者はサービスの提供にあたって次の行為は行いません。

- ① 医療行為
- ② 利用者または家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類、鍵などの預かり
- ③ 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ④ 直接利用者本人の援助に該当しないサービス (利用者が使用している部屋以外の掃除や利用者以外の家族への調理・買物などの家事、 来客の応対、草花やペットの世話など)
- ⑤ 利用者の日常生活の範囲を超えたサービス (窓ふき、大掃除、庭掃除、家具の移動、家具家電家屋の修繕、洗車、おせちなど特別な調理、お酒タバコ宝くじなどの嗜好品やお歳暮の購入等)
- ⑥ 利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食

- ⑦ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為 (利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く)
- ⑧ 利用者又は家族に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動、その他の迷惑行為

7. 料金について

介護給付費によるサービスを提供した際は、サービス利用料金(厚生労働大臣の定める基準により算出した額)のうち9割が介護給付費の対象となります。事業者が介護給付費等の給付を市町村から直接受け取る(代理受領する)場合、利用者負担分として、サービス利用料金全体の1割の額を事業者にお支払いいただきます。(定率負担又は利用者負担額といいます)尚、定率負担または利用者負担額の軽減等が適用される場合は、この限りではありません。障害福祉サービス受給者証をご確認ください。

(1)居宅介護 【1回につき~昼間~】

	サービスの時間等	利用料
	30 分未満	2,560円
	30 分以上 1 時間未満	4,040円
居宅における 身体介護が中心	1時間以上1時間30分未満	5,870円
	1 時間 30 分以上 2 時間未満	6,690円
身体介護を伴う 通院等介助	2 時間以上 2 時間 30 分未満	7,540 円
が中心	2 時間 30 分以上 3 時間未満	8,370円
	3 時間以上 所要時間 30 分増すごとに	9,210 円に 830 円加算
	30 分未満	1,060円
	30 分以上 45 分未満	1,530円
家事援助	45 分以上 1 時間未満	1,970円
が中心	1時間以上1時間15分未満	2,390円
	1時間15分以上1時間30分未満	2,750円
	1 時間 30 分以上 所要時間 15 分増すごとに	3,110 円に 350 円加算
	30 分未満	1,060円
身体介護を 伴わない 通院等介助 が中心	30 分以上 1 時間未満	1,970円
	1時間以上1時間30分未満	2,750円
	1 時間 30 分以上 所要時間 30 分増すごとに	3,450 円に 690 円加算

(2)重度訪問介護 【1回につき~昼間~】

	サービスの時間等 利用料		
	1 時間未満	1,860円	
	1時間以上1時間30分未満	2,770円	
	1 時間 30 分以上 2 時間未満	3,690円	
	2 時間以上 2 時間 30 分未満	4,610円	
	2 時間 30 分以上 3 時間未満	5,530円	
	3 時間以上 3 時間 30 分未満	6,440円	
病院などに入院	3 時間 30 分以上 4 時間未満	7, 360 円	
又は入所中以外	4 時間以上 8 時間未満	8,210円に	
の障害者に対して 提供した場合	所要時間 30 分増すごとに	850 円加算	
	8 時間以上 12 時間未満	15,050円に	
	所要時間 30 分増すごとに	850 円加算	
	12 時間以上 16 時間未満	21,840円に	
	所要時間 30 分増すごとに	810 円加算	
	16 時間以上 20 時間未満	28,340円に	
	所要時間 30 分増すごとに	860 円加算	
	20 時間以上 24 時間未満	35,200円に	
	所要時間 30 分増すごとに	800 円加算	

(3)同行援護 【1回につき~昼間~】

	サービスの時間等	利用料
	30 分未満	1,910円
	30 分以上 1 時間未満	3,020円
	1時間以上1時間30分未満	4,360円
同行援護	1 時間 30 分以上 2 時間未満	5,010円
	2 時間以上 2 時間 30 分未満	5,660円
	2 時間 30 分以上 3 時間未満	6, 320 円
	3 時間以上	6,970円に
	所要時間 30 分増すごとに	660 円加算

(4)加算·減算等

要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算または減算されます。

加算・減算の種類と要件	単位数、加算·減算率
早朝(午前6時から午前8時) 夜間(午後6時から午後10時)	所定単位数の25%加算
深夜 (午後10時から午前6時)	所定単位数の50%加算

加算・減算の種類と要件	単位数、加算·減算率
15 - 15 - 15 15 15 15 15 15	
訪問介護と同月内に、サービス提供責任者が自ら訪問介護を行う	
場合、又は他の訪問介護員等が訪問介護を行う際に同行訪問し	200単位/月
た場合	, —
 ② 利用者が過去2か月の間に、当該訪問介護事業所からサービス提	
供を受けていない場合	
緊急時訪問介護加算 (月に2回が限度)	
居宅介護計画等に位置付けられていない居宅介護を利用者又はそ	100単位/回
の家族等からの要請を受けてから 24 時間以内に行った場合	
特別地域加算	
厚生労働大臣が定める地域に居住する利用者に対し障害福祉	所定単位数の 15%加算
の訪問サービスを提供した場合	
利用者負担上限額管理加算	
利用者の依頼により、利用者及びその世帯としての上限額を超	150兴壮 /日
えて事業者が利用者負担額を徴収しない様、利用者負担額の徴	150単位/回
収方法の管理を行った場合	
特定事業所加算Ⅱ	
人材の質の確保や、介護職員の活動環境の整備などを行っている	所定単位数の10%加算
事業所に認められる加算	
福祉・介護職員処遇改善加算Ⅰ(居宅介護・同行援護)	甘土却到の 41 70/ 加笠
事業所の取り組みや職員の経験に応じて算定	基本報酬の 41.7%加算
身体拘束廃止未実施減算	
身体拘束等の廃止や適正化の取り組みが適正に実施されていない	所定単位数の1%減算
場合	
虐待防止措置未実施減算	
虐待の発生又はその再発を防止するための措置(虐待の発生又は	 所定単位数の1%減算
その発生を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実	/ // /C ++ LL
施、担当者を定めること)が講じられていない場合	
情報公表未報告減算	
障害者総合支援法第76条の3の規定に基づく情報公表に係る報	所定単位数の5%減算
告がされていない場合	

※ やむを得ない事情で、かつ、利用者、またはご家族の同意を得て2人で訪問した場合は、2人 分の料金となります。

(5)交通費

上記1のサービス提供地域にお住まいの方は無料です。それ以外の地域の方は、交通費(実費)が必要です。

(6)お支払い方法

利用者の負担金は、月末締め翌月25日までに請求しますので、下記のいずれかの方法でお

支払いください。

- ア 窓口で現金払い
- イ 集金
- ウ 口座引落 (翌月26日:銀行営業日)

(7)キャンセルについて

利用者の都合でサービスの利用をキャンセルする場合は、できるだけサービス利用時間の2 4時間前までにご連絡ください。24時間以内のキャンセルは、次のキャンセル料をいただくこと になりますので、ご了承ください。ただし、利用者の容態の急変など、緊急やむを得ない事情が ある場合は、キャンセル料は不要です。

【キャンセル料】

時 期	料 金
ご利用の24時間前までにご連絡いただいた場合	無料
ご利用の12時間前までにご連絡いただいた場合	利用料金の25%
ご利用の12時間前までにご連絡がなかった場合	利用料金の50%

8. 高齢者虐待の防止のための措置に関して

人権の擁護・虐待の発生、その再発を防止するために虐待防止委員会を設置し、その結果について従業者へ周知します。その他、指針の整備、研修を実施します。

サービス提供中に当該事業所従業者又は擁護者(利用者の家族等障害者を現に擁護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報します。

9. 身体拘束の適正化

原則として、利用者の自由を制限するような身体拘束は行いません。ただし、下記の通り、緊急時やむを得ない理由により拘束をせざるを得ない場合は、事前に利用者及びその家族へ十分な説明をし、同意を得るとともに、その対応及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録します。

- (1)緊急性:直ちに身体拘束を行わなければ、利用者又は他人の生命・身体に危険が及ぶ ことが考えられる場合
- (2)非代替性:身体拘束以外に、利用者または他人の生命・身体に危険が及ぶことを防止することができない場合
- (3)一時性:利用者又は他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解く

10. ハラスメント対策の強化について

事業者は、介護現場で働く職員の安全確保と安心して働き続けられる労働環境が築けるようハラスメントの防止に向け取り組みます。

①事業所内において行われる優越的な関係を背景とした言動や、業務上必要かつ相当な範

囲を超える下記の行為は組織として許容しません。

- (1)身体的な力を使って危害を及ぼす(及ぼされそうになった)行為
- (2)個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為
- (3) 意に沿わない性的言動、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為

上記は、当該法人職員、取引先事業者の方、ご利用者及びその家族等が対象となります。

- ②ハラスメント事案が発生した場合、マニュアルなどを基に即座に対応し、再発防止会議等 により、同時案が発生しない為の再発防止策を検討します。
- ③職員に対し、ハラスメントに対する基本的な考え方について研修などを実施します。また、 定期的に話し合いの場を設け、介護現場におけるハラスメント発生状況の把握に努めま す。
- ④ハラスメントと判断された場合には行為者に対し、関係機関への連絡、相談、環境改善に 対する必要な措置、利用契約の解約等の措置を講じます。
- 11. 感染症の予防及びまん延防止のための対策について

事業所において感染症が発生、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

- ①訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- ②事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。
- ③事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。
- ④事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
- ⑤従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施します。

12.業務継続に向けた取り組みについて

- ①感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問介護の提供を継続的に 実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計 画)を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- ②従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。
- ③定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

13. 苦情、緊急・虐待防止・ハラスメント対策 相談窓口

(1) サービスに関する相談や苦情、緊急、虐待防止、ハラスメントについては、次の窓口で対応いたします。

	電話番号	0887-34-8519
」 当社お客様	FAX番号	0887-34-1346
相談窓口	相談員(責任者)	森 明美 ・ 枦山 知弘
	対応時間	平日の午前8時30分~午後5時30分

緊急窓口	電話番号	070-5681-8034
米心心口	対応時間	土曜・日曜・祝日と上記以外の時間

(2) 公的機関においても、次の機関に対しての苦情の申し立てができます。

各市町村

- ・安芸市福祉事務所 障害福祉課 安芸市土居 82 番地電話番号 0887-37-9451 (対応時間:平日の午前8時半~午後5時15分)
- ・芸西村役場 健康福祉課 安芸郡芸西村和食甲 1262 番地電話番号 0887-33-2111 (対応時間:平日の午前8時半~午後5時 15 分)
- ・中芸広域連合 保険福祉課 安芸郡田野町 1456 番地 41電話番号 0887-38-8301 (対応時間:平日の午前8時半~午後5時15分)
- ・高知市障がい福祉課 高知市本町5丁目1-45電話番号 088-823-9378 (対応時間:平日の午前8時半~午後5時15分)

14. 当社の概要

名称·法人種別	(有)西田順天堂東部店
代表者氏名	枦山 知弘
本社所在地	高知県安芸市庄之芝町3-3
電話番号	0887-34-8519
FAX 番号	0887-34-1346
業務の概要	居宅介護支援事業所、訪問介護事業所、通所介護事業所、
	サービス付き高齢者向け住宅
	(関係会社)西田順天堂薬局、かみ介護サービス株式会社、
	四国総合介護システム、新日星商事、アシステック

15. 提供するサービスの第三者評価の実施状況

	7		•	無	
--	---	--	---	---	--

□ 居宅介護等サービス契約の締結にあたり、上記により重要事項を説明しました。

個人情報の使用にかかわる同意書

使用する目的

- ・ 障害福祉サービスの提供
- ・ 利用者の障害福祉サービス等計画書を立案し、円滑にサービスが提供される為のサービス 担当者会議での情報提供
- ・ 障害福祉サービス事業者との連絡調整等
- ・ 他の障害福祉サービス事業者からの照会
- ・ その他サービス提供に関して必要性がある時
- ・ 行政機関への相談又は届出等
- ・ 医療機関、主治医との連携
- ・ 障害福祉支援費請求の為の事務関係
- ・ 賠償責任保険等にかかわる保険会社等への相談や届出等

使用にあたっての条件

- ・ 必要最小限とし、提供にあたっては関係者以外に漏れることがないよう注意致します。
- ・ 個人情報を使用した場合、その内容や提供した相手について記録しておきます。又要望が あれば開示します。
- ・ 情報提供について同意しがたい事項がある場合その旨を申し出てください。申し出がない 場合は同意していただいたものとして取り扱わせていただきます。ただし、後から変更され る事は可能です。

個人情報を使用する事業所 (契約者) 所在地 高知県安芸市庄之芝町3-3 名 称 ヘルパーステーションあったか

※ 私(利用者及び利用者家族)は、個人情報の保護について、上記内容の説明を受け、これに 同意します。

	契約締結日	令和	年	月	日
(ご利用者様)	住所				
	<u>氏名</u>				
(ご家族様)	住所				

<u>氏名</u> (ご利用者様との関係)

□ 居宅サービス契	!約書	
□ 重要事項説明書	<u>북</u>	
□ 個人情報使用同	司意	
口その他		
	法人名 (有)西田順天堂東部店 代表者 代表取締役 枦山 知弘 事業所所在地 安芸市庄之芝町 3-3 事 業 所 名 ヘルパーステーションあった 説明者	か
上記の事項についての説明を受け	け確認・同意し、本書を一部受け取りました。	
(ご利 用 者 様)住所	年	∄ E
	氏名	
(代筆者・代理人)住所		
	<u>氏名</u> (ご利用者様との関係)

下記の契約内容・重要事項説明・個人情報使用同意を証するため、本書を2部作成、利用者、

事業所が署名押印の上l部ずつ保有する。

事故発生・緊急事態等の連絡先方法

				1,600		
利用者	生年月日	年	月	様	男・日	女
住所	₹	-				
電話						
住所の目標						
		事故発生	生・緊急事態	態発生		
事故発生	事業所へ報告		主治	医又は	協力医療	緊急事態発生 機関への連絡
家族へ 氏名 連絡 電話			病院名電話			
相談支援専門員電話				荡	で族へ連絡	夕
[救急車(119番) ①救急車お願いし ③氏名④生年月	よす②住所			救急	<u></u> 車 1	19番
⑤電話番号 ⑥利用者の状態/	こついて説明			ノレノペー	・ステーシ	ついて報告する /ョンあったか 5町 3-3
①健康保険証	でに用意するもの] 言話用の小銭又はラ	- レホンカード	Tel 08			их 0887-34—1346
③印鑑 ④家族⑤身体障害者手向	の連絡先住所録		相談	支援専門	月員	

⑥給付を受けていれば老人医療費受給者証

電話